

糸満市財政計画

令和5年度～令和9年度

令和4年10月

糸満市

目 次

はじめに	1
第1章 財政計画の策定について	
第1節 財政計画策定の意義	2
第2節 財政計画策定の目的	2
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画期間	2
第5節 会計単位	2
第6節 計画の見直し	2
第2章 本市の財政状況について	
第1節 歳入の状況	3
第2節 歳出の状況	4
第3節 収支の状況	5
第4節 基金残高の状況	6
第5節 市債残高の状況	7
第6節 財政指標の状況	8
第3章 中期的財政見通し	
第1節 財政収支の試算	9
第2節 財政指標の試算	12
第4章 行政改革推進と財政健全化に向けた対応	
第1節 計画的な予算編成による収支改善	13
第2節 行政改革推進による財政健全化方策	13
第5章 今後の財政運営の健全性確保に向けて	
第1節 将来の財政基盤づくり	15
第2節 計画の実現に向けて	15
参考：財政用語の説明	17

はじめに

糸満市は、昭和５６年の糸満市総合計画策定以来、１０年ごとに総合計画を策定し、基本構想の１０年間で目指す将来像を、「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」としています。

令和３年度を始期とする前期基本計画では、基本構想で描かれた目標を具体化するための基本施策を総合的・体系的に示し、基本構想で目指す将来像の実現に向けて取り組んでいます。

国の経済は、新型コロナウイルス感染症の発生まで、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加が続く中、ＧＤＰ（国内総生産）が名目・実質ともに過去最大規模に達し、雇用・所得環境の改善等が見られるなど、緩やかな回復が続いておりました。

しかし、令和２年度に入ると、新型コロナウイルス感染症の影響によって急速に景気は悪化し、感染拡大防止を目的とした経済活動の抑制が続いたことで個人消費が大幅に減少、ＧＤＰ（国内総生産）が感染症拡大前の水準に回復しておらず、雇用環境の改善テンポが鈍い動きとなりました。

さらに、深刻化するロシア・ウクライナ情勢を背景に、原油価格の高騰や原材料・資材価格の上昇、更には為替相場の急激な変動により、国の経済活動への影響の長期化が懸念され、経済の回復が遅れるおそれがあります。

このような経済社会情勢における本市の財政状況は、令和３年度普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計、土地区画整理事業特別会計）決算において、実質収支８億２，１３７万円の黒字となっています。また、財政の硬直性をあらわす経常収支比率は８６．４％と前年度比で４．３ポイントの改善がみられ、県内都市平均（８６．７％）を下回り、県内１１市中５番目の数値となっています。

また、財政健全化法に基づき公表が義務付けられた４つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）では、国が定めた早期健全化基準をクリアしておりますが、更なる経営の健全化に向けた取り組みの強化が必要です。

今後の歳入について、市税は社会経済活動の正常化による景気の持ち直しの動きを背景に概ねコロナ前の水準に回復することを見込んでいたものの、その後のロシア・ウクライナ情勢の影響による原油価格の高騰や原材料・資材価格の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大など、内外の難局に直面する中で市税収入への影響も懸念される状況にあります。

一方、歳出においては、医療費や保育関係経費を含む社会保障費が大幅に増加していることに加えて、社会情勢を背景とした新たな財政需要の増加も見込まれることから、財政収支見通しでは厳しい財政運営となることが予想されます。

財政計画は、第５次総合計画及び実施計画の実行性の確保と具体化のための指針として、また、予算編成・予算執行にあたっての指針として、第８次行革大綱と整合性を図りながら健全な財政運営に資することを目的に作成するものです。

今回は、令和３年度決算額、令和４年度当初予算額を踏まえ、令和５年度から５年間の収支を推計し、その対策において的確な財政運営につなげるものであります。

今後は、新たに見直しを行った財政計画と第８次行革大綱を基に財政の早期健全化に向け、行財政改革に引き続き傾注してまいります。

第1節 財政計画策定の意義

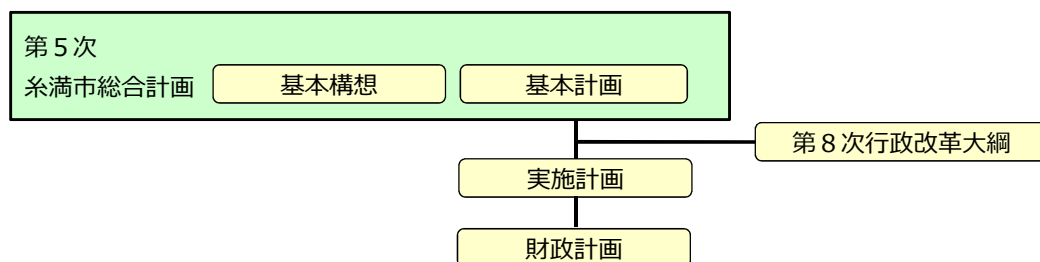
「財政計画」は、これまでの財政状況や課題等を整理し、中期的な財政収支を見通すことにより、第5次糸満市総合計画に掲げる各施策を推進するとともに、財政の健全化を確保し、持続可能な財政運営を行っていくための指針です。

第2節 財政計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、健全財政を維持しながら第5次糸満市総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 行財政運営への理解が高まるよう財政に関する情報を幅広く提供し、積極的に行財政改革を推進するための資料とします。
- (4) 将来の財政収支を明らかにし、糸満市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

第3節 計画の位置付け

本市の最上位計画である糸満市総合計画の基本構想のもと、その他の計画とも連動しながら持続可能な財政運営に係る計画とします。



第4節 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第5節 会計単位

本計画の対象とする会計は一般会計とします。ただし、財政指標については、地方財政状況調査（決算統計）等を考慮し、普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計）とします。

第6節 計画の見直し

前年度の決算状況や当該年度の予算編成方針の作成等に合わせ、毎年度、見直します。

第2章 本市の財政状況について

財政計画の策定にあたり、平成24年度から令和3年度までの10年間の普通会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金・市債残高の推移、財政指標の推移は、次のとおりとなっています。

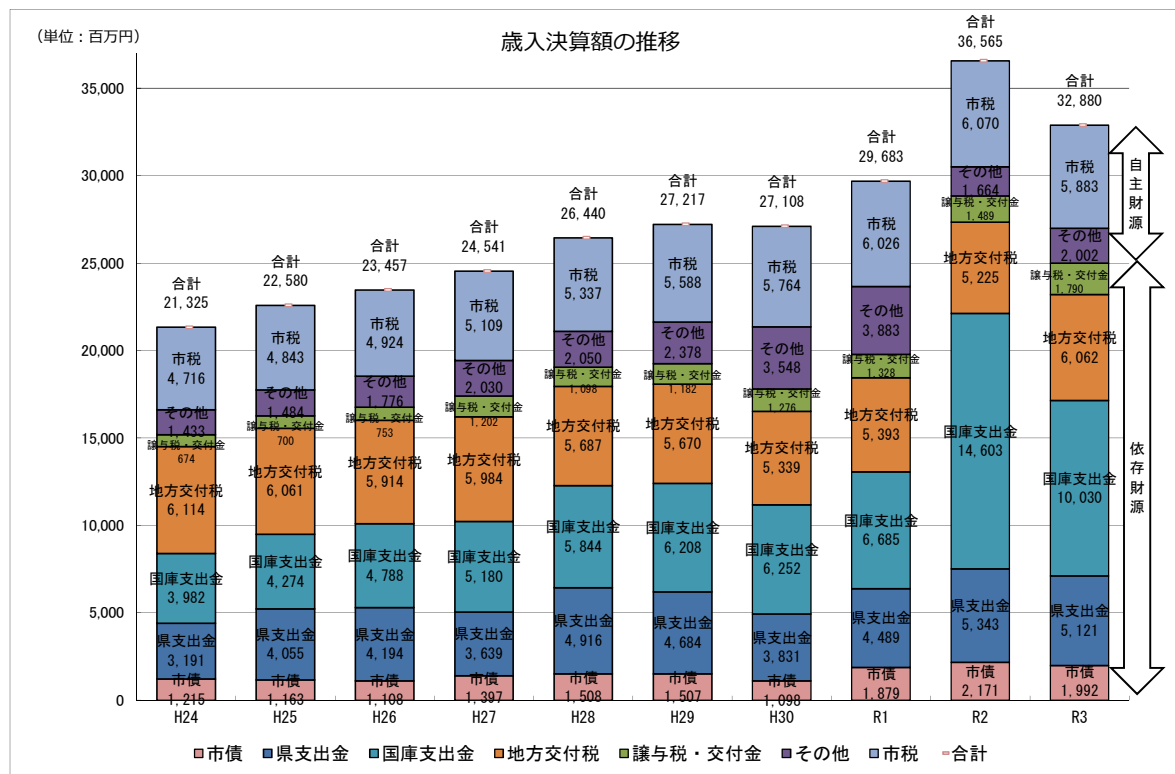
第1節 歳入の状況

自主財源の根幹をなす市税収入は、近年の緩やかな景気回復に伴い令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の特例減免などにより令和2年度から約1億8千万円減少し、約5億8千万円となりました。

地方交付税は、普通交付税において交付税算定の基礎となる国勢調査人口の増加に加え、地域社会のデジタル化に取り組むための地方負担分の財源措置として、基準財政需要額が増加したことなどにより、令和3年度は令和2年度と比較して、約8億3千万円増加し、総額は約60億6千万円となりました。

国庫支出金は、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金が皆増したものの、特別定額給付金事業費・事務費補助金の皆減などにより、令和3年度は令和2年度から約4億5千万円減少し、約10億3千万円となりました。

市債は、公営住宅整備事業債の減により、令和2年度と比較して令和3年度は約1億7千万円減少し、約1億9千万円となりました。



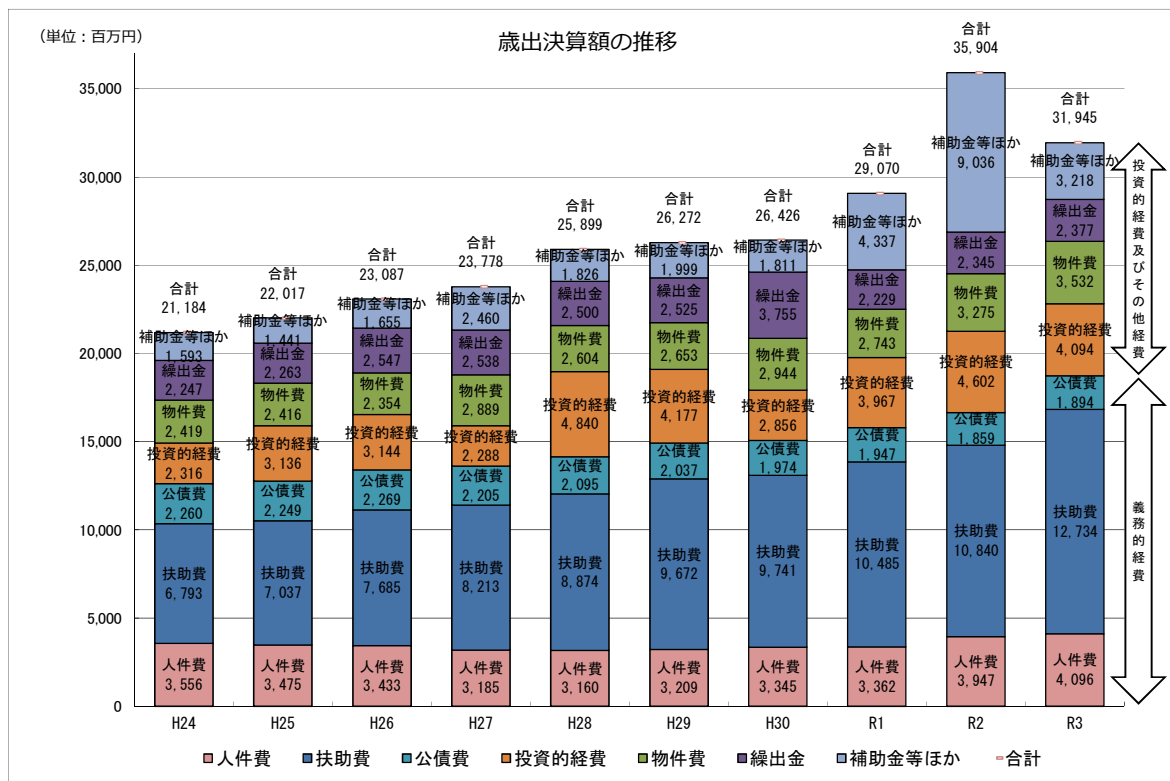
第2節 歳出の状況

人件費は、32億円前後を横ばいで推移していましたが、令和2年度はこれまで物件費に計上されていた臨時職員制度が廃止となり、会計年度任用職員制度が開始され人件費として計上されたこと、新型コロナウイルス感染症対策に係る会計年度任用職員が増加したことなどにより、令和2年度は令和元年度と比較して、約5億8千万円増加し、令和3年度は約40億9千万円となりました。

扶助費は、本市の歳出の中で最も大きな割合を占めており、障がい者の日常生活支援の充実、幼児教育・保育の無償化などに伴う増加が続いており、さらに令和3年度は、感染症による影響を受けた住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業などを実施したことにより、令和3年度は約127億3千万円となりました。

普通建設事業費は、平成28年度以降、建替えを迎えた市営住宅建設事業や市道・橋梁長寿命化事業、文化交流情報発信拠点施設整備推進事業などにより増加し、令和3年度は約40億9千万円となりました。

補助費は、特別定額給付金給付事業の皆減により、令和2年度と比較して令和3年度は約58億1千万円減少し、約32億1千万円となりました。

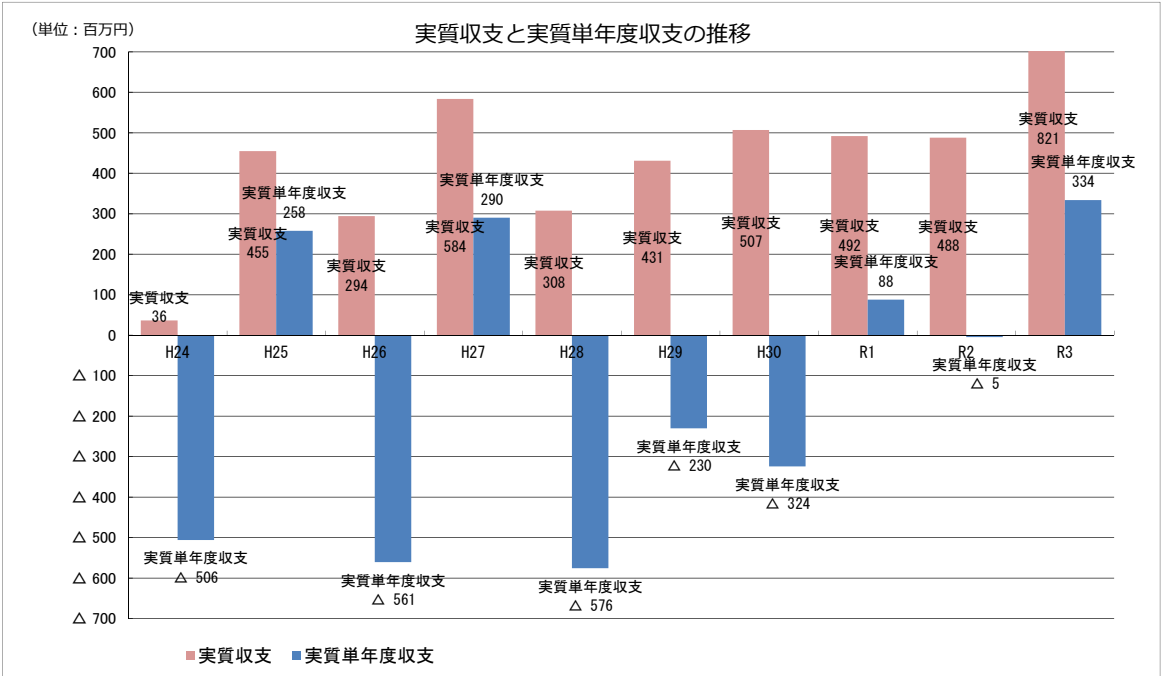


第3節 収支の状況

決算収支について、実質収支額は、平成27年度で約5億8千万円と大幅な黒字でしたが、その後は約4億円前後で推移し、令和3年度では約8億2千万円の過去最大の黒字となりました。

また、実質単年度収支は、平成27年度で消費税増税に伴う地方消費税交付金が交付され大幅な黒字でしたが、平成28年度から平成30年度にかけて赤字となりました。令和元年度は平成28年度から実施

している行政改革の効果などによって黒字に転じ、令和3年度では約3億3千万円の黒字となりました。



【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

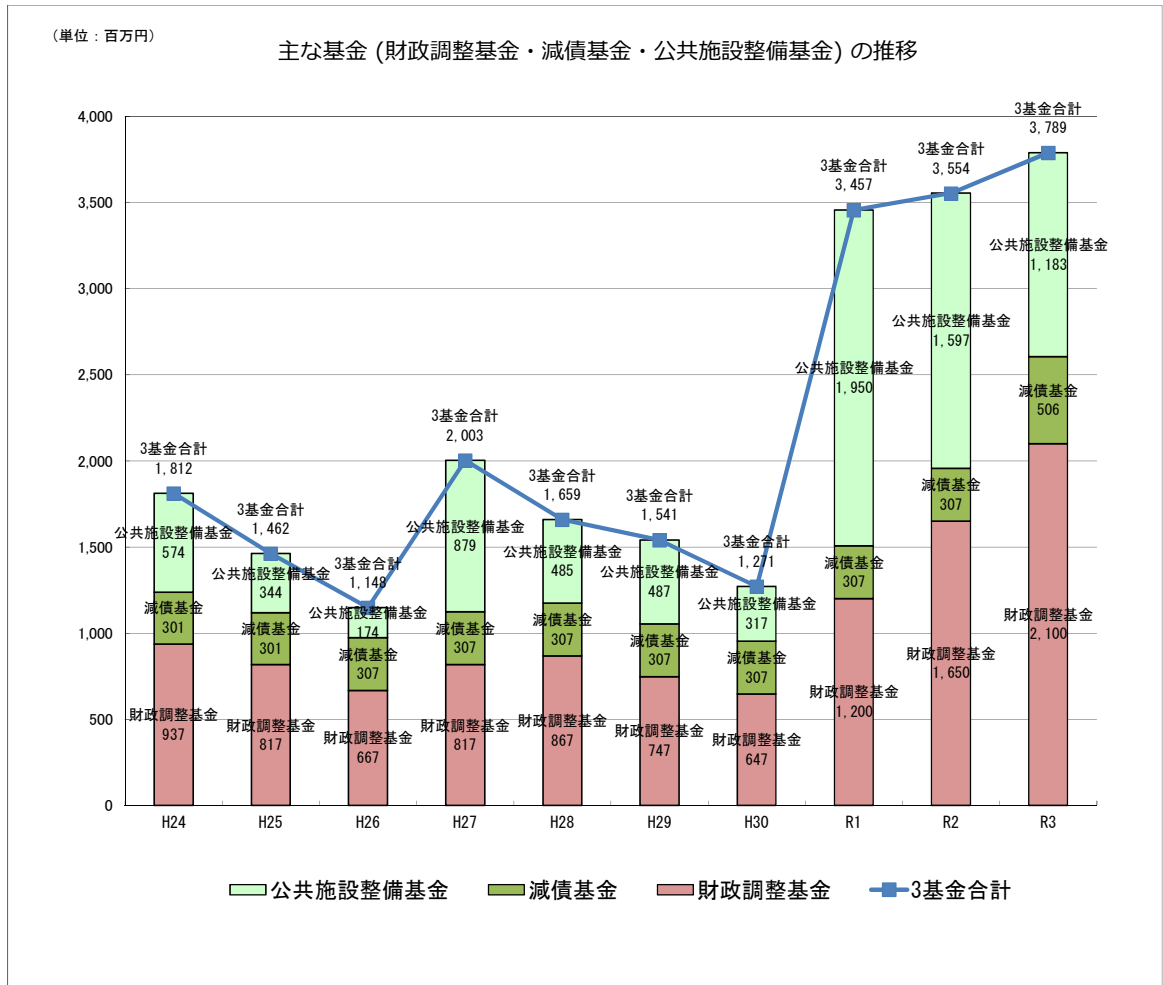
$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{市債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

第4節 基金残高の状況

本市では、年度間の財源調整のための基金として財政調整基金を設置しているほか、市債発行や公共施設の整備等に伴う財政需要について、将来世代の負担軽減を図るために、減債基金と公共施設整備基金を設置しています。

このうち、財政調整基金については、市税等の伸びが好調な時期に決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に基金へ積立ててきた結果、令和3年度末の残高は約21億円となりました。

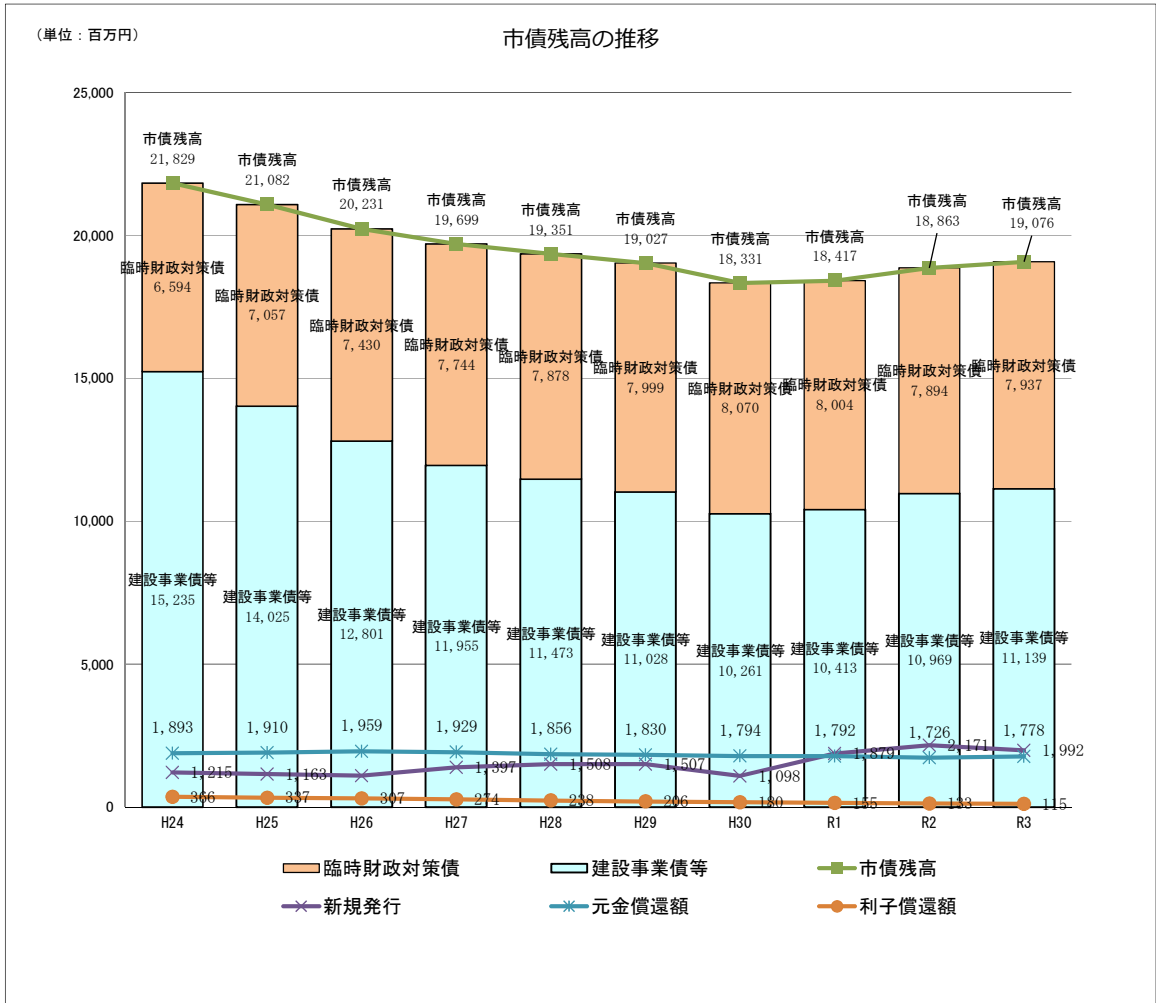
また、公共施設整備基金については、令和元年度に土地開発公社からの寄附金を積立てたことにより大きく増加し、令和3年度末の残高は約11億8千万円となりました。



第5節 市債残高の状況

市債には、公共施設など長期にわたって市民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行する建設事業債等と、地方交付税の振替措置として地方公共団体が発行する臨時財政対策債があります。

市債残高については、公営住宅建設事業をはじめとする普通建設事業の大幅な増加により、令和3年度末現在高は令和2年度と比較して約2億1千万円増加し、約190億7千万円となりました。

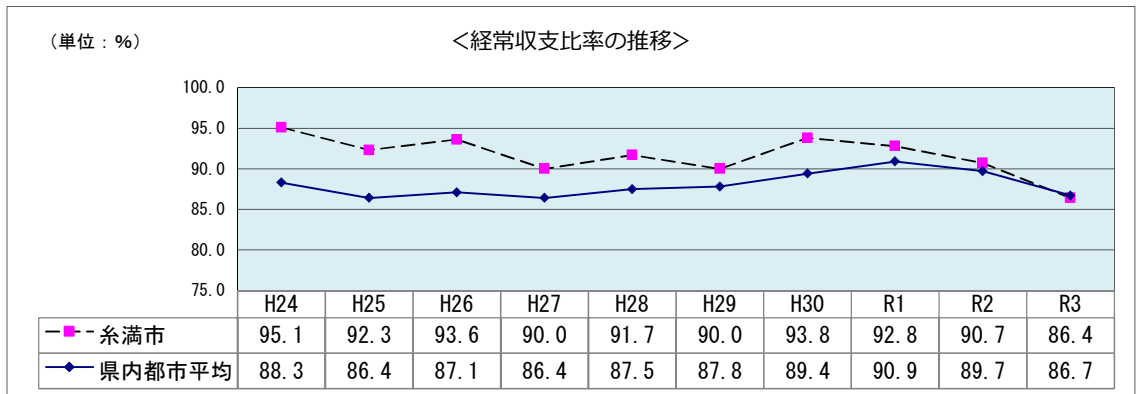


第6節 財政指標の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税や地方交付税等の毎年の経常的な歳入に対する人件費や扶助費、公債費等の経常的な歳出の割合を示す数値であり、市の財源構造の弾力性を測定する比率であります。

本市は、平成30年度には93.8%と悪化しておりましたが、その後徐々に減少して推移し、令和3年度は86.4%と県内都市平均86.7%を下回り、11市中5位となりました。主な要因としては、地方消費税交付金が増加したことにより、経常一般財源等が増加したことが挙げられます。

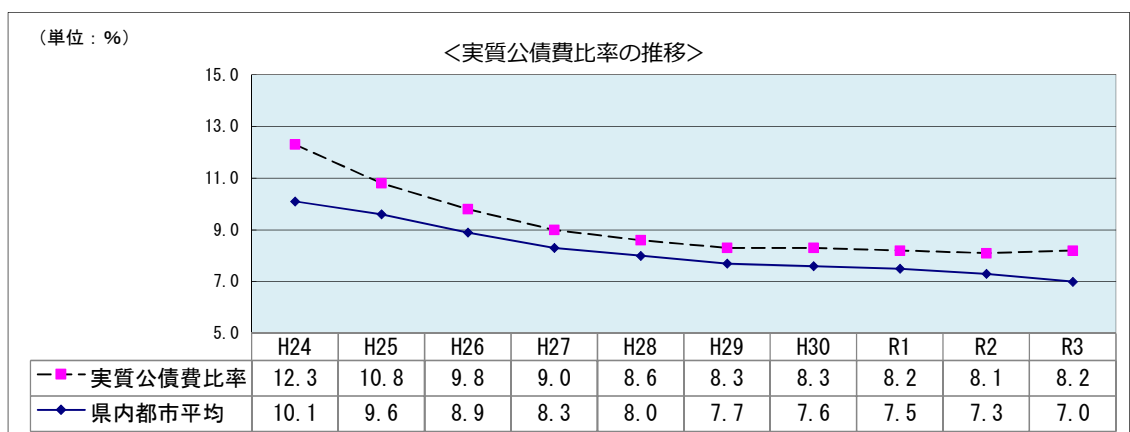


(2) 実質公債費比率

市債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、令和2年度と比較して0.1%増加し、令和3年度は8.2%となりました。県内都市平均を上回って推移しており、11市中9位となっております。

健全な財政運営を図るには既往債の繰上償還を実施する必要がありますが、今後収支不足が予想される現状では困難であり、今後とも引き続き投資的事業の抑制、地方債発行の抑制が不可欠であります。

また、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借り入れる必要があります。



第1節 財政収支の試算

(1) 試算の留意事項

中期的財政見通しの将来値推計にあたり、令和3年度普通会計決算額と令和4年度一般会計当初予算額を基準値とし、令和5年度から令和9年度までの5年間における収支見通しを試算しました。

なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

(2) 歳入の推計方法

区分	推計方法
市税	現時点で明確になっている税制改正等の影響を勘案し、推計しています。
使用料・手数料	令和4年度当初予算額を基本として推計しています。
地方交付税	普通交付税について、まず基準財政収入額は市税等の推移を踏まえるとともに、基準財政需要額は個別算定経費や公債費等の構成の動向を踏まえ推計しています。
国庫支出金・県支出金・市債	歳出における扶助費や普通建設事業費などの財源と連動させて推計しています。
地方譲与税等	令和4年度当初予算額を同額として推計しています。
繰入金	令和4年度当初予算額を基本として推計しています。 計画期間における各年度の収支不足を明確にするため、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金を除いています。
その他収入	令和4年度当初予算額を基本として推計しています。

(3) 歳出の推計方法

区分	推計方法
義務的経費	人件費 令和4年度当初予算額を基本とし、常勤職については、退職者数と採用者数を勘案し、推計しています。
	扶助費 生活保護費や障害福祉費など主な扶助費については、これまでの実績の伸び率等を踏まえて推計しています。
	公債費 令和3年度までに発行した市債の償還計画に加え、新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。
投資的経費	第5次糸満市総合計画第2回実施計画における普通建設事業費を積上げて推計しております。
その他の経費	繰出金については、各特別会計、各公営企業会計における所要額を積算しています。 補助費等については、令和4年度当初予算額を基本とし、各一部事務組合の負担金について毎年度の変動を勘案し推計しています。 その他の経費については、令和4年度当初予算額を基本として推計しています。

（４）歳入の見通し

市税は、市民税等に関して、新型コロナウイルス感染症による影響は限定的と見込んでおり、令和５年度以降は持ち直すことを期待し、令和７年度までにコロナ禍以前（令和元年度）まで回復すると見込んでいます。

分担金・負担金や使用料・手数料は、概ね横這いで推移すると試算しています。

財産収入は、市有財産の貸付収入などを概ね横這いで推移すると試算するほか、計画に基づく市有地売却収入を見込んでいます。

繰入金については、当該年度の収支不足を明確にするため財政調整基金、減債基金等からの繰入れは皆無としていますが、特定目的基金についてはそれぞれの目的事業の予算化に合わせ繰入額を見込んでいます。

諸収入及びその他の収入は、概ね横這いで推移すると試算するほか、文化交流情報発信拠点施設のネーミングライツ収入を見込んでいます。

地方譲与税等各種交付金は国の制度見直し等を現時点で予測することが困難であることや景気動向等の不確定要素が多いため令和４年度と同額にしています。

地方交付税は、令和５年度において市税の増収見込に伴う基準財政収入額の増額が見込まれるに加え、社会保障関係費の増に伴う個別算定経費の増など基準財政需要額の増額が予想されることから増額を見込んでいます。令和６年度以降は、市税の増収見込みに伴う基準財政収入額の増額が見込まれることから減額を見込んでいます。

国庫支出金、県支出金、地方債は各年度の投資的経費や扶助費の影響を受け増減する試算となっています。

（５）歳出の見通し

歳出のうち義務的経費である人件費は、職員数について、令和５年度から開始される定年延長制度を踏まえ、今年度４月１日現在の人数から今後５年間ににおける定年退職者と職員採用予定人数を同数として見込んでいます。また、令和２年度に会計年度任用職員制度が導入されたことにより、当該経費が賃金（物件費）から移行され、会計年度任用職員に係る期末手当等を見込んでいます。

扶助費は近年の経済情勢の影響で社会保障関係費が増加していることを考慮して、生活保護費や障害福祉費については、過年度の対象人員の伸びを参考に事業費を試算しています。

公債費については、既発債の償還予定額に今後計画される公共事業や施設整備等に伴う新発債の分を加味して試算しています。

投資的経費では、文化交流情報発信施設整備事業の完了により、令和４年度以降は大幅に減少するものの、道路及び公園の長寿命化事業、道路・街路整備事業、屋内多目的運動場整備事業、市営住宅整備事業、高嶺小学校移転改築事業等が続く見込みであります。

その他の経費では、物件費は新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等の減少が見込まれるものの、電気料金等の高騰に伴う光熱水費の増加を見込んでいます。

補助費等は、一部事務組合に対する負担金について毎年度の変動を勘案し、概ね横ばいと見込んでいます。また、積立金はふるさと応援寄附金を基金積立する以外は、決算剰余金も見込まないこととし、その他は令和４年度当初予算額を基本として試算しています。

（６）収支の試算

歳入・歳出試算の結果、各年度において多額の収支不足が生じ、令和５年度から令和９年度までの５年間で収支改善を特段講じないまま推移した場合、累積赤字である収支不足合計額は３９億９，７１０万９千円となります。

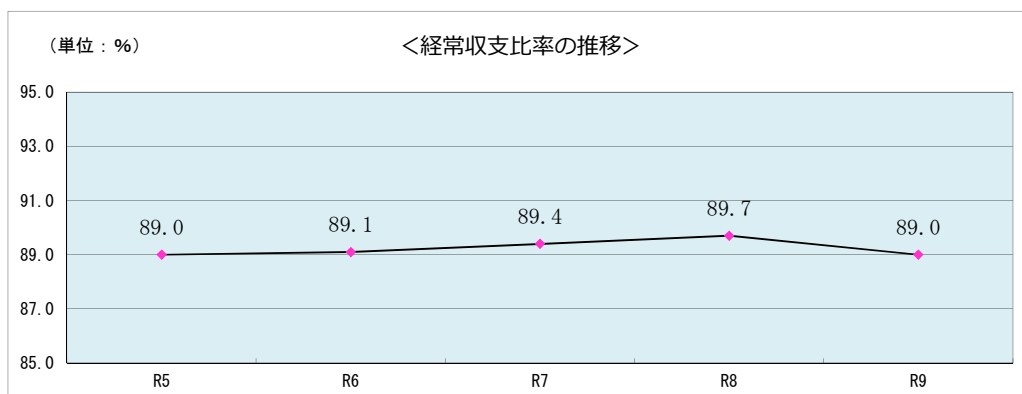
予算編成においては、収入の不足分を基金取崩しにより充当することで基本的には対応することとなりますが、今後は基金残高の減少や市税をはじめとした自主財源の大きな伸びは期待できず、旺盛な行政需要をすべて満たし財政運営を行ううえでは、厳しい状況であることが予想されます。

第2節 財政指標の試算

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成30年度の93.8%を境に減少傾向にあり、令和3年度は86.4%と改善していましたが、今回の推計では、令和5年度において、国の財源不足解消に伴い臨時財政対策債の抑制が見込まれていることから、令和2年度以前の水準に転換し、その後は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

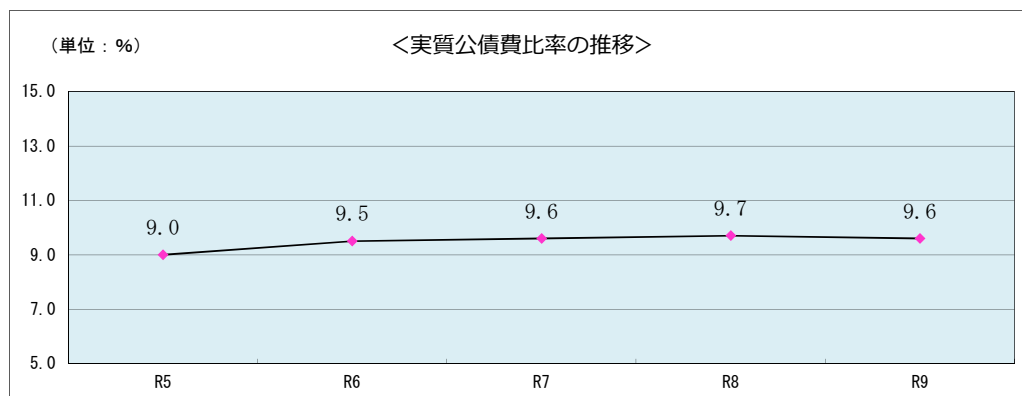
経常収支比率は、社会経済情勢の変動により大きく影響を受けることから、安定した財政運営に必要な財源の確保が必要となります。



(2) 実質公債費比率

公債費及び公債費に準ずるものによる財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、公営企業債の償還の財源に充てるべき一般財源が減少しますが、普通交付税に算入割合が高い公債費が減少していくため、緩やかに増加していくと試算しています。

健全な財政運営を図るには、今後も計画的な投資的事業の実施や、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借り入れる必要があります。



第1節 計画的な予算編成による収支改善

令和5年度から令和9年度までの収支見通しについては、先に示したとおり、5年間における本市の財政状況は厳しい状況にあります。

その対応として、当初で全ての歳入歳出を計上する「総計予算主義」を原則とした予算編成を行い、また、各事業において5年分の編成計画を立て、事業の進捗や優先度を明確化することにより、財源を計画的に配分し、中長期的な収支差の縮減に努めてまいります。

そのためには、事業ごとの効果検証を行い、歳出の見直しや経費の縮減を図り、行財政の効率化に努めるとともに、新たな行政需要に対してはスクラップ・アンド・ビルドの視点で既存事業の見直しによる財源の有効活用を図るなど、限られた財源を活かした、身の丈にあった予算編成に取り組むこととします。

第2節 行政改革推進による財政健全化方策

(1) 財政健全化方策について

「第8次糸満市行政改革大綱」は、厳しい財政状況と高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応しつつ、行政改革の具体的な推進項目を定めて、ひとつひとつ着実に取り組んでいくことを通して、第5次糸満市総合計画が目指す「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」の実現につなげていくことを目的としています。

財政健全化方策を検討するにあたっては、同行政改革大綱との整合性を保ちながら各年度における収支のアンバランスを解消していくことが必要であります。

そのため、今回の財政計画（令和5年度～令和9年度）は、第8次糸満市行政改革大綱を財政健全化方策の一つとして位置づけ、取組事項を指針として財政運営の健全性を確保していきます。

(2) 行政改革の取組内容とさらなる見直し

①持続可能な安定した財政基盤の確立

○行政のデジタル化の推進

市民の利便性向上と業務の効率化を図る観点から、デジタル技術や情報通信技術の利活用を推進し、業務効率化により捻出された人的資源をより価値を創造する業務に振り向け、行政サービスの質の向上に取り組むとともに、行政手続のオンライン化による市民の利便性向上や行政手続のコスト削減を推進します。

○効率的かつ効果的な行政経営

持続可能な行政サービスを提供していくため、他市町村との事務の広域化の検討を含め最少の経費で最大の効果を挙げることを意識しながら事務事業の成果・コスト等について行政評価を実施し、「選択と集中」により必要性や成果が低いものについてはスクラップアンド・ビルドの視点による見直しを行います。

また、行政手続における押印の見直しに取り組むとともに、窓口サービス見直しの検討を行い、業務の円滑な実施や効率化に取り組みます。

さらに、今後は老朽化した施設の大規模改修や建て替えに係るコストが大幅に増大することが見込まれていることから、公共施設の更新の必要性や他市町村との広域化の検討を含め、修繕・更新に係るコストの削減及びその負担の平準化を図ります。

加えて、指定管理者制度やPFIなどPPPの推進による民間の資金及びノウハウの活用や各種基金の計画的な運用に向けての取り組みなどにより、行政サービスの向上と経費の節減合理化を図り、効率的かつ効果的な行政経営に取り組みます。

○歳入の確保

未利用市有地等の有効利用やふるさと応援寄附の取り組み推進、市有財産を有効活用したネーミングライツ等による新たな歳入の確保及び受益者負担の観点から使用料・手数料の適正化に取り組むとともに徴収を強化します。

○市税の適正課税と収納強化

関係機関等との連携強化や現地調査により、課税客体を的確に把握し適正な課税に努めるとともに、支払方法の多様化による納税者の利便性向上や滞納整理事務の強化など収納率の向上を図ります。

○補助金等の適正化

各種補助金等については、公益性、費用対効果、公平性等を常に検証するとともに、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえながら、公費を支出する必要性や費用対効果が低い事務事業等については、補助金等の見直しを行うなど適正化を図ることにより、限られた財源をより必要性の高い施策に振り向けられるよう努めます。

○特別会計の健全化及び扶助費の適正化

一般会計と区分して経理する農業集落排水事業、国民健康保険事業、介護保険事業等の特別会計については、安定的な運営のため、歳出の適正化や事務事業の効率化による財政の健全化に取り組むとともに、市民の公平負担の観点から一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

特に、農業集落排水事業については、公営企業会計への移行に取り組みます。さらに、使用料については、事務事業の進捗管理の中において、下水道使用料との均衡を図っていきます。

地方公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計については、独立採算制の原則に基づき、広域化を含め経営戦略による経営健全化を図ります。とりわけ下水道事業会計については、適正な受益者負担の観点から、下水道使用料の見直しを行います。

また、生活保護費については、その約半分を占める医療扶助費の適正化に向けて、レセプト点検や健康管理支援等を進めていきます。

第1節 将来の財政基盤づくり

(1) 財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の管理計画

財政健全化方策による収支改善に加え、将来にわたり持続可能な財政運営のために、基金運用の管理計画を定めました。

財政調整基金については、歳入総額から歳出総額を差し引いた剰余金を毎年度約3億円（年平均）積立て、予算編成及び執行に伴う取崩分約3億円（年平均）を差し引いて5年間で合計9千万円の積立てを計画します。

また、標準財政規模（令和3年度決算では、約136億円）の10%にあたる約13億円を下回らず、安定的な財政運営に取り組めるよう、管理計画期間における残高は、19億円程度を維持する目標とします。

減債基金については、公債費の償還財源確保を図るため、歳入総額から歳出総額を差し引いた剰余金を毎年度5千万円積立て、5年間で合計2億5千万円の積立てを計画します。

公共施設整備基金については、普通財産の売却に係る収入または剰余金を活用し、今後の公共施設の整備、更新等に備え、必要な財源確保のため積立てを計画します。

＜基金の管理運用計画＞

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政調整基金	積立	300,000	350,000	400,000	200,000	250,000
	取崩	△ 350,000	△ 260,000	△ 200,000	△ 300,000	△ 300,000
	年度末残高	1,909,641	1,999,641	2,199,641	2,099,641	2,049,641

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
減債基金	積立	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	取崩	0	0	0	0	0
	年度末残高	476,516	526,516	576,516	626,516	676,516

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設整備基金	積立	160,000	290,000	370,000	300,000	200,000
	取崩	△ 580,000	△ 460,000	△ 380,000	△ 360,000	△ 320,000
	年度末残高	582,706	412,706	402,706	342,706	222,706

第2節 計画の実現に向けて

今後の財政運営の健全性を確保するため、財政健全化策として位置付けている「行政改革大綱」を推進していくためには、その効果的な進捗管理を行うことが最も重要であります。

上記に掲げた方策は、以前から、行政改革検討委員会等において盛んに議論・検討されており、今後それらの方策を点検し、着実かつ確実に実行していくことで多額の収支不足が改善され、将来において自主的・自立的な財政運営に取り組むことができます。

そのためには、職員一人ひとりが市の抱える諸問題を正しく理解し、解決の方策検討時においても厳しい財政状況を認識した対応が必要となります。また、財政健全化のための方策を常に意識しながら、業務を遂行することにより効率的な財政運営が可能となります。

行政は、公金という市民負担に基づいて市民の負託に応えていくものであり、市民が望む行政サービスを提供するためには、受益に応じた負担の適正化も必要であります。個々の事業ごとにそのコストを明確に把握し、サービス水準と合わせ、市民負担についても調査・検討する必要があります。

最後に、持続可能な財政運営を最終目標としつつ、市民ニーズに即した行政需要への対応と同時に中長期的な財政収支の均衡を達成するためには、財政健全化策の一つである行政改革に市全体が一丸となって取り組む必要がある事を改めて申し添えます。

1 予算関係

区分	説明
一般会計	市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。
特別会計	特定の事業を行うため、一般会計と区別して経理するための会計をいいます。 本市では、「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」及び「農業集落排水事業」の7つの特別会計があります。
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を合算したものです。本市の場合、一般会計、人材育成事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計を合算しています。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。
減債基金	市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。
公共施設整備基金	公共施設の整備を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。
自主財源	市が自主的に収入できる財源です。（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など）
依存財源	国や県の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、市独自で収入額を決められない財源です。（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）

2 歳入関係

区分	説明
市税	市民や市内に事業所などをもつ法人などに納めていただく税金です。（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税など）
譲与税	国税として徴収し、そのまま市に対して譲与する税をいいます。（自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税）
地方交付税	どの市町村でも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった一定割合を市の財政規模などに応じて国が交付する税をいいます。
国庫支出金	国と市が共同で行う事業などについて、定められた経費負担の区分に基づき、国が市に対して負担金、委託費、補助金などを支出するものです。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。
市債	道路、学校などの社会資本の整備に多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金をいいます。

3 歳出関係

区分	説明
人件費	市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。
物件費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などがあります。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するために支出される経費や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補助費等	市から各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費です。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの新增設等の建設事業に要する経費です。
繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。

4 財政指標

区分	説明
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。
実質収支	歳入決算総額と歳出決算総額の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を除いた額です。
実質半年度収支	半年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれています。これらを控除した半年度収支を実質半年度収支といいます。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出する経費に、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることになり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表しています。市で80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。 標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金の返済額（公営事業会計や一部事務組合等含む）が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。